

# 前橋市 e ラーニング研修委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

## 1 業務の趣旨・目的

本業務は、職員の業務遂行能力の向上および組織全体の知識基盤の強化を図ることを目的として、e ラーニング形式による研修を実施するものです。

多様化・高度化する行政課題や市民ニーズに対応するため、時間や場所にとらわれずに学習可能な環境を整備し、継続的な人材育成を推進します。

## 2 業務の内容・概要

(1) 業務名 前橋市 e ラーニング研修委託業務

(2) 業務内容 【別紙 1】前橋市 e ラーニング研修委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 予算額

500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を提案時における予算の上限額とします。

## 4 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 令和 6・7 年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、申請受理通

知を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目及び申請した営業品目に「大分類：研修・講習、小分類：研修・講習」が含まれていること。または、入札参加資格のない者にあつては、令和7年8月15日（金）までに令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を完了させること。

- (6) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。本市の入札参加資格を有しない者にあつては、企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていないものであること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の地方税に未納がないこと。

## 6 スケジュール

- (1) プロポーザル公告日  
令和7年7月24日（木）
- (2) プロポーザル実施要領及び仕様書の公表  
令和7年7月24日（木）
- (3) 質問受付期間  
令和7年7月24日（木）～8月12日（火）17時まで（必着）
- (4) 応募受付期間  
令和7年7月24日（木）～8月20日（水）17時まで（必着）
- (5) 審査期間  
書類審査及びトライアル プレゼンテーション 令和7年8月21日（木）～9月1日（月）  
プレゼンテーション 令和7年8月26日（火）
- (6) 審査結果通知及び契約手続き  
令和7年9月上旬予定  
※審査を経て、優先交渉事業者を決定します。

## 7 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間  
令和7年7月24日（木）～8月12日（火）17時まで（必着）
- (2) 質問様式 【様式1】 質問書
- (3) 提出方法  
電子メールで提出してください。なお、メールの件名は「e ラーニング研修業務（事業者名）」としてください。
- (4) 提出先 shokuin@city.maebashi.gunma.jp

## (5) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受けらるうで広く周知することが望ましいと判断されるものは、前橋市ホームページに掲載します。

## 8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので、本プロポーザルに応募するものは、次のとおり書類を提出してください。

### (1) 提出書類及び提出部数

①	【様式2】 応募申請書	1部
②	【様式3】 業務実施体制申告書	1部
③	【様式4】 誓約書	1部
④	登記事項証明書	1部
⑤	会社の概要が分かるパンフレット等	1部
⑥	直近の決算3か年分の財務諸表（貸借対応表、損益計算書等）	1部
⑦	見積書及び見積額内訳明細書（任意様式）	1部
⑧	企画提案書 ア 企画提案書は、表紙、目次及び本編で構成すること。様式は自由とする。 イ 用紙サイズは、原則としてA4版とし、両面印刷で作成すること。やむを得ずA3版を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折でA4サイズにすること。 ウ 本編の各ページには、ページ番号を付すこと。 エ 【別紙2】「前橋市eラーニング研修委託業務プロポーザル審査基準」を網羅した内容とし、他の提出書類等で提案している場合には、参照する書類等が分かるように記載すること。	正本1部 副本3部
⑨	デモIDの発行 発注者がeラーニングコンテンツの動画や管理運用の把握ができるよう、デモIDを発行し、ログインできるURLやパスワード等の必要な情報を次のメールアドレスに送付すること。なお、メールの件名は「eラーニング研修業務（事業者名）」としてください。 shokuin@city.maebashi.gunma.jp ログイン可能期間は任意とするが、令和7年8月21日（木）から9月1日（月）までの間は必ずログイン及び利用できるようにすること。	-

### (2) 提出期間

令和7年7月24日（木）～8月20日（水）17時まで（必着）

### （3）提出方法

「13 提出先・問い合わせ先」に記載の提出先に郵送または直接持参してください。  
なお、郵送の場合には、簡易書留又は配達記録扱いとしてください。

### （4）留意事項

- ①提出書類の提出期限後の再提出または差し替えはできません。
- ②提出書類は返却しません。
- ③応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とします。
- ⑤選定に係る公表を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑥市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## 9 審査

提出書類及びトライアル、提案者からのプレゼンテーションを踏まえ、評価が最上位である事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

### （1）審査

#### ①審査期間

書類審査及びトライアル 令和7年8月21日（木）～9月1日（月）  
プレゼンテーション・ヒアリング 令和7年8月26日（火）

#### ②プレゼンテーション・ヒアリング実施方法

##### ア 実施方法

オンライン（Teams、本市から招待）で実施します。

##### イ 実施時間

30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

##### ウ その他

- ・プレゼンテーションの順番は書類の提出順とする。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書を用いることとし、提案するシステムのデモンストレーションを行うこと。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

#### ③審査項目及び基準

【別紙2】「eラーニング研修委託業務プロポーザル審査基準」のとおり

### （2）失格要件

次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

### (3) 優先交渉者の決定方法

- ① 職員研修委員会委員及び職員課員が審査を行い、最も得点が高い者を優先交渉者として選定します。
- ② 最高点の者が複数の場合は、審査員の多数決にて優先交渉者を選定します。多数決が同数の場合には、職員課長が決めます。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、全審査員の総得点の60%以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しません。

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和7年9月上旬を予定しています。

### (5) その他留意事項

- ① 応募団体に関する実地調査  
必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ② 審査員との接触  
応募者及びその関係者が、審査に関して審査員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- ③ 審査にかかる問い合わせ及び異議申し立て  
審査の経緯、審査内容にかかる問い合わせには応じません。また、審査結果に関する異議申し立ては、受け付けないこととします。

## 10 参加の辞退

- (1) 応募者は、応募申請書を提出後、本事業への参加を辞退することができます。
- (2) 応募者は、前項の規定により辞退を申し出るときは、辞退届(様式5)を令和7年8月20日(水)17時までに後述する提出先へメールにより提出し、別途押印した原本を郵送してください。

(3) 本事業への参加を辞退したことにより、他の事業への不利益は生じません。

## 1 1 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 契約保証金は免除することとします（前橋市契約規則第22条第1項第7号）

## 1 2 添付資料

- (1) 【別紙1】 前橋市 e ラーニング研修委託業務仕様書
- (2) 【別紙2】 前橋市 e ラーニング研修委託業務プロポーザル審査基準
- (3) 【様式1】 質問書
- (4) 【様式2】 応募申請書
- (5) 【様式3】 業務実施体制申告書
- (6) 【様式4】 誓約書
- (7) 【様式5】 辞退届

## 1 3 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 総務部 職員課 人材育成係

担当：相澤

TEL：027-898-6503（直通）

Email：shokuin@city.maebashi.gunma.jp